

野田市公告第 3 2 2 号

野田都市計画用途地域の変更に関する野田市都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり野田市都市計画公聴会を開催する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

野田市長 鈴 木 有

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 1 2 月 2 2 日（日）午後 1 時 0 0 分から

(2) 場所

野田市役所高層棟 8 階 大会議室

2 作成しようとする都市計画の案の種類

野田都市計画用途地域

3 都市計画案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

野田市建設局都市部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 1 2 月 4 日（水）から令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）

4 公述の申出の方法及び期限等

(1) 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案の概要について、公述（公聴会で意見を述べること。）を希望される方は、述べようとする御意見の要旨（8 百字以内）と住所、氏名等を記載した書面（公述申出書）を市長宛てに提出してください。

公述できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）及び利害関係のある方です。

なお、公述の申出がない場合、公聴会は開催しません。

(2) 申出期間

令和 6 年 1 2 月 4 日（水）から令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）

(3) 公述の申出に関する問合せ先

野田市建設局都市部都市計画課